

合宿・練習会感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）及び日本陸上競技連盟が作成した「新型コロナウイルス感染症防止対策ガイダンス」等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により逐次見直すことがあり得ることに御留意ください。

1 合宿・練習会実施に当たっての基本的考え方について

合宿・練習会の実施に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（文部科学省）及び令和2年5月22日教育長通知「県立学校における学校再開について」を踏まえ、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、「スポーツイベント再開に向けた感染予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会）及び「日本陸上競技連盟新型コロナウイルス感染防止対策ガイダンス」（公益財団法人日本陸上競技連盟）等を参考に、次の合宿・練習会実施に当たっての基本的な考え方にに基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとする。

【合宿・練習会実施に当たっての基本的な考え方】

- (1) 感染源を絶つ
- (2) 感染防止の3つの基本
 - 身体的距離の確保
 - マスクの着用
 - 手洗いの徹底
- (3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避
- (4) 安全な活動環境等の確保

2 合宿・練習会実施時の感染防止策について

(1) 感染源を絶つ

- 主催者は、風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がある選手や引率者等は、合宿・練習会に参加させないことを徹底する。
- 主催者は当日受付時に選手及び引率者等の1週間分の体調を記録した「体調管理チェックシート」（別紙1）の提出を求め、健康管理を徹底する。
- 主催者は、選手や引率者等の体調を確認するとともに、合宿・練習会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は、本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。
- 指導者（コーチ）は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに、選手の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。

- 主催者及び引率者等は、合宿中に、選手等の体調不良を確認した場合、救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

(2) 感染防止の3つの基本

ア 身体的距離の確保

- 主催者は、参加者会議等を実施する場合、人と人との間隔が、できるだけ空くよう、椅子の配置を広くするなどの工夫をする。
- 指導者（コーチ）は、集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ空くように指導する。
- 指導者（コーチ）は、選手同士での握手、仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を制限する。

イ マスクの着用

- 主催者は、選手、引率者等及び合宿関係者に、マスク等を準備させ、合宿・練習会中は、練習等実施時及び食事中等を除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう生徒に指導する。
- マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、指導者（コーチ）は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、給水用のコップ等を共用させない。

ウ 手洗い等の徹底

- 主催者は、選手、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で、選手や引率者等に手洗いを促す。
- 主催者は手洗い場等に「手洗いは30秒以上」の掲示をし、持参のタオルで手洗い後に手を拭くように指導する。
- 指導者（コーチ）は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに、流水と石けんで手洗いを行うよう、選手に指導する。

(3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場所）の回避

- 原則、無観客とする。なお、会場への入場は、参加者として登録された選手、引率者及び合宿・練習会関係者のみとし、選手として申し込みされていない部員やマネージャーの入場については、利用する会場や施設の状況、人数等を考慮し判断する。
- 主催者は、練習会場を複数設けるなどし、選手、引率者等の会場への移動が短縮できるよう工夫する。
- チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間にならないよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。

- 主催者は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。更衣室の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。
- 主催者は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
- 主催者は、屋内で実施する競技において、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け換気を行うなどの工夫をする。その際、試合会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気施設を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場の入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- 主催者及び引率者等は、合宿会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面をさげ、会話は控えるよう指導する。

(4) 安全な活動環境等の確保

- 合宿・練習会に関わる全ての者（大会役員、指導者、選手）は、合宿・練習会が開始される1週間前からの「体調管理チェックシート」を提出する。
- 主催者は、参加者に対し合宿・練習会の主旨、感染拡大予防ガイドラインを周知徹底する。顧問等は、合宿・練習会に参加する選手に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し、保護者の同意を確認の上で学校長認知書を提出する。その際、保護者の責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）に則り運営する施設を選定し、感染拡大予防対策について、事前に施設と打合せを行う。